

平成 17 年 6 月 17 日

社団法人 全国民営職業紹介事業協会

労働力需給制度に関するヒアリング関連資料

I 事業運営状況について

1. 平成16年度の運営状況

- (1) 職業紹介事業の適正な事業運営の推進
- (2) 関係行政機関との連絡調整
- (3) 相談・援助業務の推進
- (4) 職業紹介責任者講習等の開催
- (5) 職業紹介事業の業務改善にかかるモデル事業
- (6) しごと情報ネット・システムの支援
- (7) 職業紹介事業海外視察
- (8) 調査研究
- (9) 出版事業
- (10) セミナーの開催
- (11) 機関誌の刊行

2. 会員数の推移……………別紙1

II 改正法等の影響について

1. 総合的影響

- (1) 平成16年度において職業紹介責任者講習(新規)受講者は対前年比33.6%増と大幅に増加した。これは、改正法等の影響も大きな要因の一つと考えられる。……………別紙2
- (2) 事業許可に係る規制緩和により、事業者の手続き及び資金的な面で負担等が軽減された。

2. 個別の影響について

(1) 職業紹介事業の許可・届出制について

- ア. 無料職業紹介事業について、特別の法律により設立された一定の法人への規制緩和及び地方公共団体への届出制の導入によって、無料職業紹介事業

の新規講習受講者が対前年度比45.4%増となった。また、地方公共の無料職業紹介事業所における従事者研修の依頼もあり、実施した。

- イ. 許可の単位が事業主とされたことによって、支社・支所をもつ事業主にとっては、新規許可の手続きおよび更新の手続きについて、大幅な簡素化がなされた。

(2) 手数料徴収の対象となる求職者の範囲について

求職者の範囲が熟練技能者にまで認められることとなった点及び徴収基準の年収基準が1,200万円から700万円に引き下げた点については、まだその効果を把握できていない。

(3) 兼業禁止規則について

兼業禁止規則の撤廃は、新規参入者への大きな規制緩和になり、新規受講者増加の要因の一つになっていると考えられる。他方、配ぜん等の職業分野では、ホテル等企业規模の大きい事業者(求人者)による職業紹介事業者の系列化への懸念を持っている。

(4) 保証金の撤廃について

保証金の撤廃は新規許可申請者に対しては、事業開始時の資金について負担が軽減され、事業立ち上げがよりし易くなった。既許可事業所についても、負担の軽減となった。なお、既許可事業所の保証金取り戻し広告の官報への掲載事業所は、次の通りである。

平成16年度 5,644事業所

平成17年度 99事業所(5月現在)

(5) 職業紹介責任者の選任要件について

従来の求職者500人に一人という紹介責任者の設置基準にくらべて、よりわかり易い基準になった。

3. その他について

- (1) 職業紹介責任者に関する継続講習受講者資格の有効期間が5年に延長されたが、労働市場サービスの変化の速さ、事業運営にまつわるニーズの変化等を考えると、5年は長すぎるという懸念がある。

- (2) 職業紹介責任者手帳が廃止されたが、責任者としての自覚を持たせる意味で、何らかの形での手帳は必要であるとする意見も多い。

団 体 別 会 員 数

平成17年6月6日現在

団 体 名	会 員 数				
	H14.5.1	H15.5.1	H16.5.1	H17.5.1	H17.6.6
芸能事業者団体連合会	54	53	51	49	49
(社)日本臨床看護家政協会	539	526	525	514	513
(社)日紹連看護家政福祉協会	168	163	155	147	146
(社)全日本民営職業紹介事業福祉協会	152	151	148	149	149
(社)日本人材紹介事業協会	317	367	399	422	429
西日本理美容師職業紹介事業協会	11	11	11	10	10
全国サービスクリエーター協会	125	124	122	119	119
日本モデルエージェンシー協会	59	56	58	61	60
(社)日本全職業調理士協会	74	74	71	63	63
全国調理士紹介事業福祉協会	32	31	30	30	30
全国クリーニング技術者紹介事業協会	14	12	12	12	12
(社)全日本マネキン紹介事業協会	215	205	185	174	174
直接会員(関係団体外会員)	373	404	417	492	484
合 計	2,133	2,177	2,184	2,242	2238

職業紹介責任者講習会(新規) 年度別 受講者数

[illegible]